

## 工事協定書（例）

別紙記載の近隣住民等（以下「甲」という。）、事業者〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び施工者〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、乙及び丙が柏市〇〇町〇〇番〇において実施する予定の（仮称）〇〇新築工事（以下「本件工事」という。）について、次の条項により、協定を締結する。

（本件建築物）

第1条 本件工事によって建築する予定の建築物（以下「本件建築物」という。）の規模等は、次のとおりとする。

敷地面積	〇〇〇.〇〇㎡
建築面積	〇〇〇.〇〇㎡
延べ面積	〇〇〇.〇〇㎡
高さ	〇〇.〇〇m
用途等	〇〇〇〇（〇〇戸）
構造	〇〇〇〇造
階数	地上〇階・地下〇階

（工事期間）

第2条 本件工事を行う期間（以下「工事期間」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

2 天候等やむを得ない事情により工事期間を延長する場合は、乙及び丙は、あらかじめ甲の代表者に通知するものとする。

（作業時間等）

第3条 本件工事に係る作業の時間（以下「作業時間」という。）は、次のとおりとする。

(1) 作業時間は、準備、片付け及び清掃を含めて、原則として、午前8時から午後6時までとする。

(2) 日曜日及び祝祭日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。）は、原則として、作業を行わない。

(3) 次に掲げる作業については、作業時間を変更して第1号に掲げる時間帯以外の時間に行い、並びに日曜日及び祝祭日に行う

ことができる。この場合においては、当該作業時間の変更並びに日曜日及び祝祭日に作業を行うことについて、事前に甲の代表者に通知しなければならない。

ア 天災等緊急時の応急措置，防災措置等として行う作業  
（例：台風接近に伴う養生シート外し及び足場緊結，点検補強，資材の飛散落下防止点検等）

イ 諸官庁，所轄警察署等による指示，指定等に基づく作業  
（例：電気，ガス，上下水道等の設備関係のつなぎ込み作業等）

ウ 次に掲げる作業その他振動及び騒音が軽微な作業

(ア) 重機を使用しない型枠・鉄筋工事

(イ) 重機を使用しない仮設工事

(ウ) 内装工事のうち次の作業

a クロス張り，内部造作，フローリング等床工事，建具工事

b 設備工事（内部給排水配管，電気配線，機器取付け等）

c サッシ工事（サッシ取付け，サッシ埋め，ガラス取付け等）

d 雑金物工事

(エ) 外装工事のうち次の作業

a タイル工事（タイル割付，タイル貼，タイル洗い等）

b 左官工事（タイル下地，外壁補修等）

c 手摺取付け工事

(オ) 外構工事のうち次の作業

a 重機を使用しない工事

b フェンス取付け

(カ) 準備工事のうち墨出しの作業

エ 施工上，途中で中断することができない作業（例：コンクリート打設作業）

オ 予期することのできなかつた突発的は事態（交通事故，交通渋滞，機械故障等）が生じた場合において，中止すること

ができない作業

カ コンクリート打設後の床均し作業（この場合においては、作業の延長時間は、コンクリート表面の湿潤，乾燥等の状況によって決定する。）

（工程表）

第4条 丙は、本件工事に着手する前に、本件工事の全工程の予定表（以下「全体工程表」という。）を甲の代表者に提出するものとする。

2 丙は、本件工事の月ごとの工程の予定表（以下「月間工程表」という。）を甲の代表者に提出するものとする。

3 丙は、本件工事の週ごとの作業内容の予定が明確になる予定表（以下「週間工程表」という。）を、本件工事の工事現場（以下「工事現場」という。）の周辺の見やすい場所に掲示するものとする。

4 丙は、天候等やむを得ない事情により工程を変更する場合は、変更後の全体工程表及び月間工程表を甲の代表者に提出するとともに、変更後の週間工程表を工事現場の周辺の見やすい場所に掲示するものとする。

（危険防止措置）

第5条 丙は、本件工事の施工に際し、工事現場の近隣の家屋等の損傷の防止及び通行人等の危険防止のため、次の危険防止措置を講じるものとする。

(1) 工事現場の周囲に仮囲いを設置する。

(2) 資材，工事機械，ごみ等の飛散，落下等を防止するため，防護網，落下物防止板等の設置等の措置を行う。

(3) 作業のための足場面（近隣家屋等に面する箇所のみ）には飛散防止のためメッシュシート又は養生シートを張る等の措置を行う。

(4) 危険物（工事用ガス，有機溶剤等可燃物等）を使用又は保管する場合は，管理責任者を定め，安全管理を十分に行う。

(5) 工事現場には消火器等を常備するとともに，たき火の禁止，喫煙所の指定，発火用具取扱い注意，漏電防止等，万全の火災防止策を講じる。

(6) 道路上に工事用資材，工事用機械，器具等を放置しないものとする。

(7) 本件工事によって，道路上に塵埃，ごみ等が散乱すること及び甲の敷地にごみ，資材破片，泥等が飛散することのないよう十分配慮し，万一，そのような散乱又は飛散が生じた場合は，その都度速やかに清掃する。

(8) 土砂の掘削等によって地盤沈下，家屋，塀等の亀裂，損傷等が生じることのないよう細心の注意をもって作業を行う。

(騒音及び振動の防止)

第6条 丙は，本件工事の施工に当たっては，甲の家屋等及び日常生活に与える影響を最小限にとどめるため，次の措置を講じるものとする。

(1) 騒音及び振動を伴う作業においては，関係法令に定められた規制基準を遵守するとともに，極力，騒音及び振動の少ない工法を選択する。

(2) 騒音及び振動を伴う工事用機械，車両，工具等の使用に当たっては，関係法令に定められた規制基準を遵守するとともに，極力，低騒音，低振動型の機種を選定する。

(3) 工事用機械の運転作業に際しては，騒音及び振動に十分注意して丁寧な作業を行うよう，作業員に対し，その都度朝礼等で指導を徹底する。

(4) 著しい騒音及び振動を伴う作業に当たっては，周囲に防音壁を設置する等の遮音の措置を講じる。

(工事期間中の交通安全対策等)

第7条 乙及び丙は，工事期間中，工事用車両の出入りについては，歩行者及び通行車両等の安全を優先し，特に，歩行者の安全確保及び道路上の清掃に努めるものとする。

2 工事期間中の交通安全対策については，所轄警察署の指示及び指導に従うものとする。

3 工事期間中，工事用車両の出入りについては，必要に応じて，注意標識の設置，適切な交通誘導員の配置を行い，通行者の安全確保に細心の注意を払う。

4 工事用車両の運転者に対しては，安全運転の指導教育を行い，

道路交通法を遵守させるよう努め、騒音、振動及び危険の防止に努める。

- 5 駐車許可のない工事用車両の路上駐車は禁止し、駐車許可を受けた車両であっても、歩行者の通行及び甲の使用する車両の出入りを防げる駐車はしないよう、指導を徹底する。
- 6 工事用車両の通行方法等については、工事現場周辺の道路状況等を調査し、所轄警察署及び甲とも協議の上、甲の通行及び近隣の小中学校の児童生徒の登下校の安全確保を優先し、少しでも迷惑を軽減することができる方法を選択する。
- 7 警察署等の許可を受けた工事用車両は、甲が容易に確認することができる場所に、その許可証を掲示する。
- 8 工事用車両の通行経路が通学路に当たる場合は運行には十分注意し、登下校時間帯における通学路の通行には、特に安全上の配慮をする。
- 9 作業上、道路を使用しなければならない場合は、使用の範囲は必要最小限度とし、道路使用許可の範囲内とする。
- 10 工事用車両が退場する際は、出入口付近を土砂等で汚さないよう、工事現場の敷地内で洗浄し、出入口付近でむやみに散水しない。
- 11 本件工事によって道路等を汚損しない十分配慮し、万一、道路等を汚損した場合は、その都度速やかに清掃する。

(現場管理)

- 第8条 丙は、作業中は、工事現場に現場責任者を常駐させ、連絡先を明確にし、甲の苦情処理等の窓口とするとともに、工事現場及び工事現場周辺の管理を十分に行い、甲に迷惑をかけないようにする。
- 2 丙は、前項の現場責任者の職及び氏名並びに連絡先電話番号を甲の代表者に通知するものとする。当該現場責任者に変更があった場合は、丙は、その都度、甲にその旨を通知するものとする。
  - 3 丙は、衛生面に注意し、簡易水洗トイレ、手洗い等の工事従事者専用の設備を工事現場内に設け、甲に迷惑をかけないようにする。
  - 4 工事現場敷地内には、作業員宿泊施設は設置しない。

- 5 丙は、工事従事者の教育、指導及び監督を十分行い、工事現場外でたばこ、ごみ、空き缶等のぼい捨て、立小便その他不謹慎な言動や行動により甲に迷惑をかけないようにし、工事従事者と甲との間にトラブルが生じないようにする。
- 6 毎作業日、作業終了時に周囲の清掃を行う。
- 7 夜間、作業終了後及び作業を行わない日は、工事現場を閉鎖し工事関係者以外立ち入ることのできないようにする。
- 8 工事従事者の通勤用車両等が工事現場周辺の道路上に駐車されることのないよう、駐車スペースを確保するとともに、指導を徹底する。

(電波障害対策)

第9条 乙は、本件工事着手前に、本件建築物によってテレビ電波の受信障害(以下「電波障害」という。)の発生が予測される場合に必要と認めるときは、電波障害の発生の有無を明らかにするため、事前調査を行うものとする。

2 工事期間中において本件工事に起因する電波障害が発生した場合、乙は、仮設アンテナの設置等の当該電波障害を解消するために必要な措置を行うものとする。

3 本件建築物完成後に本件建築物に起因する電波障害が発生することが明らかになった場合は、乙は、アンテナ設備を本件建築物に設置し各家庭へ分配すること等の当該電波障害を解消するために必要な措置を行うものとする。

(風害対策)

第10条 本件建築物の完成後、本件建築物に起因した風により甲の家屋及び附属設備等に損傷等の被害が生じた場合、甲乙丙協議の上、誠意をもって解決を図る。

(家屋及び附属設備の損傷等)

第11条 乙及び丙は、本件工事に起因して甲の家屋及び附属設備に損傷等の被害が生じた場合の確認と復旧に備えるため、必要に応じて、本件工事の着工前に、甲の代表者の立会いの下、甲の家屋及び附属設備の写真撮影等を実施して現状確認を行い、当該現状確認をした結果を記録した写真等の資料を2通作成し、1通を甲が保管し、1通を乙及び丙が保管する。

2 乙及び丙は、本件工事に起因して甲の家屋及び附属設備に損傷等の被害が生じ、当該被害と本件工事との間の因果関係が立証された場合は、甲乙丙三者による立会いの上で確認を行い、乙及び丙は誠意をもって甲と協議の上、甲の選択するところに従い、損害箇所の修復又は修復に要する費用を支払う。ただし、乙又は丙が当該被害が本件工事に起因するものではないことを証明したときは、この限りでない。

(公共施設の保全)

第12条 工事現場周辺の電気、ガス、上下水道、電話等の公共施設の保全については、丙が本件工事の着工前にそれぞれの公共施設の管理責任者の協力を得て十分な調査を行い、万全を期す。

(疑義の決定等)

第13条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲、乙及び丙は、本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲代表者 (住所) 印  
(氏名)

乙 (住所) 印  
(氏名)

丙 (住所) 印  
(氏名)



別紙 近隣住民等（甲）一覽

甲<sub>1</sub> (住所)  
(氏名) 印

甲<sub>2</sub> (住所)  
(氏名) 印

甲<sub>3</sub> (住所)  
(氏名) 印

甲<sub>4</sub> (住所)  
(氏名) 印

甲<sub>5</sub> (住所)  
(氏名) 印

甲<sub>6</sub> (住所)  
(氏名) 印